

「簡単に“パワハラ”と言われてしまう時代における 若手・中堅社員への正しい指導法を教えます」

講師：働き方改革総合研究所株式会社 代表取締役 新田 龍氏



【講師紹介】

「労働環境改善による企業価値向上&採用定着支援」「悪意ある取引先相手のこじれたトラブル解決支援」「炎上予防とレピュテーション(評判)改善支援」を手がける。労働問題、パワハラ、炎上トラブル解決の専門家として、TV・新聞等各種メディアでもコメント。1999年早稲田大学政治経済学部卒業後、世間から「ブラック」と呼ばれる上場企業で事業企画、コンサルタント、採用、業務改善プロジェクト担当等を歴任。2007年現社設立。厚生労働省ハラスメント対策企画委員。福島県楢葉町働き方改革推進特命アドバイザー。著書25冊。



【講演概要】 2019年5月「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられました。2022年4月には中小企業も大企業と同様にパワハラ防止措置が義務化されました。労働施策総合推進法第30条の2第1項では、パワハラを①業務上明らかに必要性のない言動、②業務の目的を大きくはずれた言動、③業務を行うための手段として不適切な言動、④行為の内容(手段、回数、人数等)が、社会一般の常識で許容される範囲を超える言動、と定義しています。これらの状況を踏まえながら、管理者を悩ませている若手・中堅社員への業務上欠かすことのできない「指導法」について、解説を致します。

- 日 時：2024年3月7日(木) 15:30～18:30
 15:30 講演・セミナー
 講師 働き方改革総合研究所株式会社 代表取締役 新田 龍氏
 17:10 交流パーティ (18:30終了予定)
- 会 場：ホテルグランド東雲 (つくば市小野崎488-1 つくば駅から徒歩約10分)
- 参加費：無料 ※但し、交流パーティへご出席の場合、参加費 ¥7,000/1人を頂戴致します。
- 申込方法：2月26日(月)までに下記「参加申込書」に必要事項をご記入の上、
 E-mail(gotou@ikk.or.jp)にてお申込み下さい。
- お問い合わせ：一般社団法人茨城県経営者協会 後藤 (TEL:029-221-5301)

茨城経協 FAX: 029-224-1109 gotou@ikk.or.jp

事務局(後藤)行き

経営者協会トップセミナー(3月7日)参加申込書

※ご参加頂ける場合のみご連絡をお願い申し上げます。

会社名: _____

※いずれかを○で囲んで下さい。

役職名:	15:30～17:00 講演・セミナー	ご出席	ご欠席
氏名:	17:10～18:30 交流パーティ	ご出席	ご欠席
役職名:	15:30～17:00 講演・セミナー	ご出席	ご欠席
氏名:	17:10～18:30 交流パーティ	ご出席	ご欠席

※ご記入頂きました情報は、当日の交流促進を目的とし出席者に配布・受付業務のみに使用し、行事終了次第、適切な方法で破棄致します。